

※「特別永住者証明書に関する手続きのご案内」と併せてご確認ください。

世田谷区

## 特定特別永住者証明書に関する手続きのご案内 ～マイナンバーカードと特別永住者証明書の一体化～

### 特定特別永住者証明書とは

マイナンバーカードと特別永住者証明書を一体化（特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能を付加）したものを、特定特別永住者証明書といいます。

2026年6月14日以降、特別永住者証明書が新様式に変更されることに併せて、特定特別永住者証明書も、交付申請が行えるようになりました。

※ 一体化せずに、これまで通り特別永住者証明書とマイナンバーカードを別々にお持ちいただくこともできます。

<p>特別永住者 証明書</p>	<p style="text-align: center;">＜旧様式＞</p> 	<p style="text-align: center;">＜新様式＞</p> 
<p>特定 特別永住者 証明書</p>	<p style="text-align: center;">＜表面＞</p> 	<p style="text-align: center;">＜裏面＞</p> 
<p>記載事項</p>	<p>特別永住者証明書に記載される項目のほか、<u>通称を登録されている方は、通称についても追記欄に記載されます。</u></p>	
<p>有効期間</p>	<p>特別永住者証明書と同様に、届出（申請）後（更新の場合、更新前の有効期限後）、18歳以上の方は10回目の誕生日まで、18歳未満の方は5回目の誕生日までとなります。<u>マイナンバーカードとしての有効期間も同じになります。</u></p> <p>※ただし、引越しをした際に特定特別永住者証明書の住所変更を、一定期間を超えて行わなかった場合、国外転出などにより住民票が消除された場合などは、マイナンバーカードの機能のみ、有効期間にかかわらず失効します。</p> <p>なお、特別永住者証明書とマイナンバーカードを別々にお持ちいただく場合は、有効期間はそれぞれ設定されます。</p>	

申請要件	特別永住者証明書に係る届出・申請（住居地届出や有効期間の更新申請等）に併せて申請をすることができます。 ※更新の場合は、更新期間の開始日から有効期間満了日の1か月前まで。
申請できる人	本人または同居している親族（いずれも16歳以上） （それ以外の方が申請される場合は、あらかじめ申請する窓口にお問い合わせください。）
持ち物	特定特別永住者証明書の申請のために追加でお持ちいただく書類はありません。 ※住居地届出と併せて特定特別永住者証明書を申請される場合は、写真を1葉お持ちください。
交付手数料	お手続きの内容により、無料の場合と有料の場合があります。有料の場合は、特定特別永住者証明書の交付時（自宅への郵送を希望される場合は申請時）に以下の手数料をお支払いいただきます。 ①証明書交付手数料1,900円（郵送の場合は2,600円）分の収入印紙 ※詳しくは下記の一覧表をご確認ください。 ②マイナンバーカードの機能付加に係る手数料800円 ※マイナンバーカードを単独で作成される場合と、手数料が異なります。詳しくは申請する窓口にご確認ください。

#### 【特定特別永住者証明書を申請する場合の証明書交付に係る手数料一覧】

現在所持している 特別永住者証明書		旧様式	新様式	特定特別永住者証明書	
特別永住者証明書に係る 届出・申請の内容	住居地の届出	無料	無料	無料	
	住居地の変更		有料		
	住居地以外の記載事項変更による再交付				有料（注1）
	有効期間更新				
	紛失による再交付			有料	
	汚損等による再交付				
	交換 希望 による 再 交付		任意交換	/	/
追記欄満欄による再交付		/	無料		
マイナンバー変更等による再交付					
国外転出による再交付					
特別永住許可による 特別永住者証明書交付後の再交付					無料
特例法第16条の2第10項による 特別永住者証明書交付後の再交付					無料（注2）

（注1）天災その他自己の責めに帰することができない事由により、特定特別永住者証明書の紛失や汚損等があった場合は無料になります。

（注2）特定特別永住者証明書（無料）を申請後、申請中に記載内容が変わるなどしたために、特定特別永住者証明書ではなく特別永住者証明書の交付を受けた場合、交付されたその日に特定特別永住者証明書の申請を行うと無料になります。